

## 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

（総括基準）

- 1 中間指針第3の6（指針）I）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）については、下記の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができる。
  - ・要介護状態にあること
  - ・身体または精神の障害があること
  - ・重度または中程度の持病があること
  - ・上記の者の介護を恒常的に行ったこと
  - ・懐妊中であること
  - ・乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
  - ・家族の別離、二重生活等が生じたこと
  - ・避難所の移動回数が多かったこと
  - ・避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったこと
- 2 日常生活阻害慰謝料の増額の方法としては、1の増額事由がある月について目安とされた月額よりも増額すること、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することなどが考えられる。具体的な増額の方法及び金額については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。
- 3 日常生活阻害慰謝料以外に、本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11）を適用して、別途賠償の対象とすることができる。

（理由）

- 1 中間指針第3の6の備考10）には、日常生活阻害慰謝

料の額（中間指針第3の6（指針）のⅢ）及びⅤ）に規定する金額）について「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」と記載されていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある。

2 避難等対象者が受けた精神的苦痛には、いずれの者についても想像を絶するほどの甚だしいものがあつたというべきであるが、その中でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料の増額をすることができる標準的な場合と定めるのが適当である。

3 増額の方法については、個別の事案に応じた適切なものであれば、その方法を問わないが、標準的な方法として、増額事由がある月の月額を目安とされた額よりも増額すること、一時金として適切な金額を定めることを例示した。

増額の程度については、個別の事案に応じた適切なものであれば足り、特に上限などを定めることを要しないと考えられる。

4 中間指針第3の6の備考11)には、「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る。」と記載されていることから、日常生活阻害慰謝料以外の本件事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には、これによる慰謝料が賠償の対象となる。賠償額の算定については、各パネルの合理的な裁量に委ねられる。

以上